

ひょうごボランティア基金助成事業選考委員会 審査基準等について

1 審査基準

事業計画書の記載項目に準拠した内容を審査項目に記載し、具体的な内容の審査基準を設ける

区分等		審査項目		備考	
個別評価	選考委員審査	(基本事業) 中間支援活動助成	NPO団体の活動や運営の支援について、効果のある活動ができているか。特色ある活動を実施しているか。	相談業務	
				ネットワークの構築・情報提供	
				人材育成	
				書類作成指導	
		(創設活動) 中間支援活動助成	事業目的及びこれまでの団体の活動は中間支援業務を開始するにあたり適切なものか。 事業目的、事業内容は中間支援業務として適切か。 他団体等による支援を踏まえ、計画の実現性は認められるか。 期待される成果と今後の展望は事業目的に沿うものか。	各団体への選考結果通知には、審査における選考委員のコメントを要約したものを記載する。	
	NPO事業助成 地域づくり活動	現状と課題、及び事業目的は適切であるか。有益なものと認められるか。 事業内容は事業目的の達成のために妥当、及び効果的なものか。 (経費や連携先団体を踏まえ)実現性は認められるか。期待される成果や展望は目的に対して妥当性はあるか。 事業は良好な地域社会の実現や広く関係する団体等の向上をもたらすものか。			
事務局審査 共通		業務遂行能力を有するか。	※選考委員による修正可能		
		計画と費用の整合性は取れているか。			
総合評価		団体と事業を総合的に見た評価。			

2 審査方法

- ① 個別評価は項目別に5点満点(5点×6項目)、総合評価は20点満点とし、合計50点満点とする。なお、事務局審査項目については選考委員による修正を可能とする。
- ② 選考委員会を欠席する委員に対しては、事前に事務局が採点表を預かるとともに、委員の団体への質問事項を伺い、委員長に伝達する。
- ③ 選考委員が審査対象の事業と利害関係にある場合は、選考委員会設置要綱第6条第5項に基づき、当該委員は、当該事業の審査から除くものとする。
- ④ 事業の順位付けは、事業ごとの各委員の採点の合計点から、採点を行った委員の人数で除した事業ごとの平均点を算出して行う。

3 採点基準 (※総合評価は20点満点とし1点刻みとする)

特に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
劣っている	2点
特に劣っている	1点